

認証項目

通し 番号	区分	対象	認証項目	対象とする 期間 又は時点	申請対象の 全ての 営業所	申請対象 の 営業所 の一部	☆	☆☆	☆☆☆	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から、運転者の氏名等の個人情報は黒塗りして提出。 ※加点を希望しない加点項目については、自認書以外は提出不要。		
										自認書	左記以外の文書	
1	A 法令 遵守 等		労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。	過去3年間	法人全体 で判定	—	必須	必須	必須	○	過去3年以内に労働基準関係法令違反で送検されている場合、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書の写し又は裁判で無罪になっていることが確認できる判決文の写し。	
2			労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。		法人全体 で判定	—	必須	必須	必須	○		
3			使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。		法人全体 で判定	—	必須	必須	必須	○		過去3年以内に救済命令等を受けている場合は、救済命令等の取消しが確定していることが確認できる文書の写し。
4			道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。		法人全体 で判定	—	必須	必須	必須	○		
5			就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		○	—	必須	必須	必須	○		就業規則の写し。
6			36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		○	—	必須	必須	必須	○		36協定の写し。
7			従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		○	—	必須	必須	必須	○		労働条件通知書の写し。
8			本認証制度に基づく認証を取り消されていない。		法人全体で 判定	—	必須	必須	必須	○		
9			本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示し、又は説明していない。		法人全体 で判定	—	必須	必須	必須	○		
10			認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均30%未満である。 (参考)運輸業・郵便業の離職率(平成29年):12.4% 産業計の離職率(平成29年):14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」 注:事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。以下同じ。		2点	—	加点	加点	加点	○		常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表。
11		認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(乗合バス・貸切バス)又は休日労働の限度違反に対する行政処分を受けていない。 ※貨物自動車運送事業法、道路運送法等に基づく行政処分が対象。以下同じ。	過去3年間	○	—	必須	必須	必須	○			
12		認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(乗合バス・貸切バス)又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守(運送1回分に限る。)その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。(時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。)	過去1年間	○	—	必須	必須	必須	○	営業所毎に指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。 客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は、その旨を証する書類。		
13	B 労働 時間 ・ 休日	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間960時間以内	—	2点	—	加点	加点	必須	○		
14			年間960時間以内	—	2点	1点	加点	加点	必須	○		
15			労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間840時間以内	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	
16				年間720時間以内	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	
17				単月100時間未満	—	2点	1点	加点	加点	必須	○	
18				2、3、4、5、6月間の平均がいずれも80時間以内	—	2点	1点	加点	加点	必須	○	

通し 番号	区分	対象	認証項目	対象とする 期間 又は時点	申請対象の 全ての 営業所	申請対象 の 営業所 の一部	☆	☆☆	☆☆☆	必要な書類		
										※個人情報の保護の観点から、運転者の氏名等の個人情報は黒塗りして提出。 ※加点を希望しない加点項目については、自認書以外は提出不要。	自認書	左記以外の文書
19	B 労働時間・休日	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。	9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)	—	2点	1点	加	加	加	○	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書の写し。	
20			10時間以上(隔日勤務の場合は22時間以上)	—	2点	1点	加	加	加	○		
21			11時間以上(隔日勤務の場合は23時間以上)	—	2点	1点	加	加	加	○		
22			12時間以上(隔日勤務の場合は24時間以上)	—	2点	1点	加	加	加	○		
23		労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。	12日以内	—	2点	1点	加	加	加	○		
24			11日以内	—	2点	1点	加	加	加	○		
25			10日以内	—	2点	1点	加	加	加	○		
26			9日以内	—	2点	1点	加	加	加	○		
27			8日以内	—	2点	1点	加	加	加	○		
28		運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。	年間960時間以内	過去1年間	2点	—	加	加	必須	○		営業所毎に指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は、その旨を証する書類。
29		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。	年間960時間以内		2点	—	加	加	必須	○		
30			年間840時間以内		2点	—	加	加	加	○		
31			年間720時間以内		2点	—	加	加	加	○		
32			単月100時間未満		2点	—	加	加	必須	○		
33			2、3、4、5、6月間の平均がいずれも80時間以内		2点	—	加	加	必須	○		
34		運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)である。	2点		1点	加	加	加	○			
35		運転者の連続勤務の実績は12日以内である。	2点	1点	加	加	加	○				
36		フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。 ※注:年次有給休暇を除き、国民の祝日を含む。	—	2点	1点	加	加	加	○	年間休日の一覧表。		
37		フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注:1年を通して、毎週2日の休日がある。	—	2点	1点	加	加	加	○	就業規則の写し。		
38		労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。	—	2点	—	加	加	加	○			
39		全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。	—	2点	—	加	加	加	○	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかるもの(社内規程など)。		
40		運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。	過去1年間	2点	—	加	加	加	○	運転者の年次有給休暇の取得日数の一覧表。		
41		特別有給休暇制度(例:慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有給積立制度等)がある。	—	2点	—	加	加	加	○	就業規則の写し。		
42		運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	—	2点	1点	加	加	加	○	一覧表又はソフトウェアの画面の写し		
43		運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	—	○	—	必須	必須	必須	○	賃金台帳などの写し		
44		デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	—	2点	1点	加	加	加	○	営業所毎に指定運転者1名分の指導教育記録簿の写し。		
45		事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項:対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	—	2点	—	加	加	加	○	報告・把握内容が確認できる書面の写し。		
46	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	—	○	—	必須	必須	必須	○	委員会が設置されている場合は、委員会の構成員一覧。従業員の意見を聴くための機会を設けた場合は、それが確認できる書面。例えば、議事次第や議事録など。			
47	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分を受けていない。	過去3年間	○	—	必須	必須	必須	○				

通し 番号	区分	対象	認証項目	対象とする 期間 又は時点	申請対象の 全ての 営業所	申請対象 の 営業所の 一部	☆	☆☆	☆☆☆	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から、運転者の氏名等の個人情報は黒塗りして提出。 ※加点を希望しない加点項目については、自認書以外は提出不要。	
										自認書	左記以外の文書
48	C 心身 の 健康		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	過去1年間	○	—	必須	必須	必須	○	営業所毎に指定運転者1名分の直近の定期健康診断記録の写し。
49			法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施していることを証する書面(請求書、領収書等)
49			運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	運転者の健康状態や疲労状況の把握等に効果が高い、携帯型心電計、居眠り警報装置等の機器を1台以上導入していることを証する書類(請求書、領収書等)。
51			従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	—	2点	—	加点	加点	加点	○	取組の年間スケジュールを記載した書面。 診断結果、研修資料、実施報告書等の写し。
52			管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	営業所毎に指定運転者1名分の面談記録の写し。
53			パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	社内の周知文書の写し。
54			認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない。	過去3年間	2点	—	加点	加点	加点	○	
55	D 安心 ・ 安定		認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分を受けていない。	過去3年間	○	—	必須	必須	必須	○	
56			健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。	過去1年間	○	—	必須	必須	必須	○	事業主負担の保険料の納付証明書、預金通帳の口座振替部分のコピー等。
57			労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	社内の周知文書の写し又は保険会社・共済組合との契約書の写し。
58			病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	社内の周知文書の写し又は保険会社・共済組合との契約書の写し。
59			退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	退職金規程の写し。
60			定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書の写し。
61			交通事故が発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※注:労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	—	○	—	必須	必須	必須	○	
62			認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分を受けていない。	過去3年間	○	—	必須	必須	必須	○	
63			最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	過去1年間	○	—	必須	必須	必須	○	
64			歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。	—	○	—	必須	必須	必須	○	
65		労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	—	○	—	必須	必須	必須	○		
66		タクシー 労働基準監督署から累進歩合制度(※)の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注:歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。	過去5年間	○	—	必須	必須	必須	○	過去5年以内に累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けている場合は、労働基準監督署に報告し、適正と認められた改善状況の報告文書の写し。 申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し文書で明示している場合は、当該文書の写し。	
67		タクシー 名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料	—	○	—	必須	必須	必須	○	申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し文書で明示している場合は、当該文書の写し。	
68		採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	就業規則、求人広告又はこれに準ずる文書の写し。	
69		運転者への採用が内定している方が利用できる運転免許の取得支援制度を設けている。	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	求人広告、内定者への周知文書又はこれに準ずる文書の写し。	

通し 番号	区分	対象	認証項目	対象とする 期間 又は時点	申請対象の 全ての 営業所	申請対象 の 営業所 の一部	☆	☆☆	☆☆☆	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から、運転者の氏名等の個人情報は黒塗りして提出。 ※加点を希望しない加点項目については、自認書以外は提出不要。		
										自認書	左記以外の文書	
70	E 多様な人材の確保・育成		常時選任する女性運転者がいる。	基準日	2点	1点	加点	加点	加点	○	営業所毎の常時選任する女性運転者数、男性運転者数の一覧表。	
71			営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	女性専用の施設の図面又は写真。	
72			女性運転者向けの休暇制度を設けている。 【例：生理休暇、産前産後休暇等】	—	2点	—	加点	加点	加点	○	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書の写し。	
73			運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】	—	2点	1点	加点	加点	加点	○		
74			運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	—	2点	—	加点	加点	加点	○	福利厚生制度の規程の写し。	
75			運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	—	2点	1点	加点	加点	加点	○		
76			運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている。 (例. 運行管理者、フォークリフト、クレーン等)	—	2点	1点	加点	加点	加点	○	運転者への周知文書の写し。	
77			認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均10%未満である。	過去3年間	2点	—	加点	加点	加点	○	常時選任する運転者数と離職運転者数の一覧表。	
78			トラック、貸切バス、タクシー	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	取引先等に協力を求める基準の写し。
79			トラック	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	料金の届出書の写し。 個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款の写し。
80		トラック・乗合バス	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	実施している中継輸送の概要を記載した書面。	
81	F 自主性・先進性等		腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	過去3年間	2点	—	加点	加点	加点	○	機器等を購入したことを証する書面(請求書、領収書等)	
82			労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	—	2点	—	加点	加点	加点	○	取組内容を記載した書面。	
83			労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・ISO45001(労働安全衛生)、ISO39001(道路交通安全)、ISO14001(環境)認証 ・グリーン経営認証制度(交通モビリティ・エコロジー財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・認証等： 基準日 表彰： 過去3年間	2点	—	加点	加点	加点	○	認定証・認証書等の写し又は表彰を受けたことを証する書面(表彰状の写し、国、地方自治体、陸上災害防止協会のプレスリリース等)。	
84		トラック	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。	基準日	2点	1点	加点	必須	必須	○	認定証の写し。	
85		貸切バス	貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。		2点	—	加点	必須	必須	○	認定証の写し。	
86		トラック	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。	—	2点	—	加点	加点	加点	○	従業員への周知文書の写し	